

平成 2 8 年 度

守谷市各会計決算及び各基金運用状況審査意見書

一 般 会 計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

介護サービス事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

水道事業会計

公共下水道事業会計

守 監 発 第 1 8 号

平成 2 9 年 8 月 9 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市監査委員 田 向 節



守谷市監査委員 伯耆 田 富 夫



平成 2 8 年度守谷市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに
平成 2 8 年度基金の運用状況審査意見書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された平成 2 8 年度守谷市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに、同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。

平成 28 年度

守谷市各会計決算及び各基金
運用状況審査意見書

守谷市監査委員

平成28年度守谷市各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成28年度守谷市一般会計歳入歳出決算
平成28年度守谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成28年度守谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
平成28年度守谷市介護保険特別会計歳入歳出決算
平成28年度守谷市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度守谷市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度各基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

平成29年7月25日から平成29年8月9日まで

3 審査の方法

守谷市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成され、これらの係数の正確性とその会計処理が適正に行われているかを関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査等の結果を参考として、収入支出事務の適法性、的確性の確認を行い、予算が適正かつ効率的に執行されたかを審査した。

また、各基金の運用状況を示す書類について、その係数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合その他通常実施すべき審査を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査した。

4 審査の結果

審査に付された守谷市一般会計歳入歳出決算書、守谷市各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行に関連する事務の処理は、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められ、基金の運用状況は妥当であると認められた。

5 審査の意見

【一般会計】

平成28年度の経済情勢は、政府が実施した経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外の経済で弱さが見られたほか、国内についても個人消費及び民間の設備投資は、所得、収益が伸びてきているにもかかわらず、一向に進展していないように見受けられる。この結果、日本銀行が掲げた2パーセントの物価安定目標は達成できない状況となった。

本市の平成28年度の一般会計決算状況は、前年度と比較して、歳入歳出とも減額となった。歳入の状況については、市税で、市たばこ税を除く項目において増額となり対前年比3.4%の増となっている。また、寄附金の伸び率が著しく上昇しているが、これはいわゆる「ふるさと納税」によるもので、返礼品等の創意工夫により増加したものと思料される。

一方、財源の性質をしてみると、自主財源の比率が73.2%、依存財源の比率が26.8%となっており、良好な状態になっているが、対照的に地方交付税等の減額にもつながっていることも見逃せない。

歳出の状況について、前年度に比べ増額となった主なものは、総務費、民生費、衛生費となっており、特に大きく伸びている総務費については、みずき野地内の土地の取得及びふるさと納税返礼品による増額が主なものである。減額となっているものは農林水産業費、商工費、土木費などが挙げられるが、いずれも事業の終了によるものである。

次に、財政分析指標では、財政力を示す数値である財政力指数（単年度）は、0.986で、前年度0.980に比べわずかではあるが改善している。財政構造の硬直度や弾力性を示す経常収支比率は91.3%で、前年度と比較して1.4ポイント増加し、公債費負担比率についても12.8%と、前年度と比較して0.5ポイント増加した。

今後も、より効率的かつ効果的な事務事業の推進に取り組むとともに、徹底した経費の節減に努め、引き続き、中長期を見据えた健全な財政運営を期待する。

【国民健康保険特別会計】

歳入は、前年度と比較して、1億1,861万2千円（1.8%）の増額となった。国民健康保険税の収入済額は、被保険者数の減により前年度と比較して3,451万5千円（2.0%）の減額となった。現年度収納率は93.29%で前年度と比較して0.59ポイント向上した。収入未済額は前年度より3,744万3千円（11.7%）の減額となった。

なお、地方自治法の規定による不納欠損処分額は、2,776万1千円で、前年度と比較して1.0%減少している。

平成27年度に税率改正を行ったことで財源を確保することができ、昨年度に引き続き一般会計からの法定外繰入を行わず、繰越金も1億9,494万円（126.2%）の増額となった。

歳出は、前年度と比較して、1億9,900万1千円（3.3%）の増額となり、歳出全体の55.9%を占める保険給付費は、前年度より2.4%の増となった。このうち、一般被保険者療養給付費が4.8%、一般被保険者高額療養費が11.0%それぞれ増加している。

また、基金積立金は、歳入の繰越金の増額により前年度と比較して9,801万5千円、196.0%の大幅な増額となった。国民健康保険支払準備基金の平成28年度末の現在高は約2億2,389万3千円となっている。

事業の適正化・健全化を図るため、保険給付適正化のためのレセプト点検業務の強化を始め、ジェネリック医薬品差額通知の発送など同医薬品の使用促進への取組みに加え、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図るため、未受診者を対象に受診勧奨及び追加健診を実施している。

被保険者が適切な医療を受けられることが大前提ではあるが、適正な給付と医療費の抑制に更なる努力を望むものである。

また、平成30年度から国民健康保険制度の一部が都道府県主体となり、国保事業費納付金の決定や市町村ごとの標準保険料率を算定・公表することになる。県に対しては、引き続き適正な算定を要望してもらいたい。

【後期高齢者医療特別会計】

当事業は、原則75歳以上の方が加入し、医療を受けるための独立した医療保険制度である。茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者としての役割を担い、市は申請受付や相談業務、保険料の徴収を担当している。

平成29年3月末の被保険者数は5,274人となっており、人口に占める割合は8.0%となっている。

歳入は、前年度と比較して、4,145万8千円（9.6%）の増額となった。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であり、歳入全体の80.0%を占めている。同保険料の収入済額は前年度と比較して3,463万4千円（10.0%）の増額となった。滞納繰越分を含めた収納率は99.7%で、前年度と比較して0.2ポイント向上した。

歳出は、前年度と比較して、4,096万9千円（9.5%）の増額となった。

歳出の主なものは、茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全

体の93.1%を占めた。

引き続き収納対策を推進し、制度の健全運営のために努力されたい。

【介護保険特別会計】

歳入は前年度と比較して、2億8,399万7千円(9.2%)の増額、歳出は前年度と比較して、2億2,919万8千円(7.9%)の増額となった。

歳出の86.4%を占める保険給付費の総額は、27億379万8千円で前年度より1億8,653万4千円(7.4%)の増額となっている。内容としては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費などとなっている。

平成29年4月1日現在、守谷市の高齢化率は20.8%で、65歳以上の要介護認定率は11.5%であり、どちらもその低さは、茨城県内の上位に位置している。

しかし、守谷市においても高齢化は確実に進行しており、市内の地域によっては、急激に高齢化が進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者についても増加している状況にあるとともに、要介護認定者、介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険特別会計の歳出も増加傾向にある。

今後は、介護保険制度の適正な運営に心掛けながら、出前講座の開催やシルバーリハビリ体操の参加促進など、高齢者一人ひとりの状況と地域に応じた効果的な介護予防事業の展開や自立に向けた介護サービスの充実に努めるとともに、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する事業など、高齢者に対する包括的支援事業の整備・充実に努められたい。

【介護サービス事業特別会計】

守谷市地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受け、要支援認定を受けた方に対するサービスを提供するために設置された特別会計であり、平成28年度のサービス受給者は250人となった。

平成28年度決算額は、歳入が1,385万3千円、歳出が1,274万9千円となっており、前年度と比較して、歳入は123万円(8.2%)の減額、歳出は162万9千円(11.3%)の減額となっている。

当事業においては、個人の状態に合わせて作成した目標指向型のケアプランによるサービスを提供することにより、居宅介護予防支援を適切に行い、要支援認定者の生活機能向上を図ることができている。今後も適切に事業を推進されたい。

【農業集落排水事業特別会計】

西板戸井地区を対象とした農業集落排水事業を運営するための特別会計で、現在184戸が加入している。

歳入の主なものは、他会計繰入金で歳入全体の68.7%を占めている。

歳出については、農業集落排水費と公債費であり、前年度と比較すると3.4%減となった。

今後も公共下水道事業との一体管理による効率的な運営に努め、計画的な施設の維持管理に努められたい。

【基金運用状況】

各種基金についての運用は適正に管理されている。

平成28年度からマイナス金利政策が実施されており、基金については、効率の良い運用が難しくなっている。

今後、日本経済の動向や日銀の金融政策を注視しながら、国内外に目を向け、新たな基金運用方法等についても調査検討するなどし、より効果的な基金等の運用に努められたい。

【まとめ】

各会計予算執行状況の審査過程において、職員の経営意識が向上し、市民目線での行政運営が伺え、決算に反映されている。市民サービスの向上のため鋭意努力していることと思われる。

しかしながら、今後の市の財政状況を鑑みると、少子高齢化による社会保障費や公共施設等の老朽化に伴う改修費の増大など課題も多く、経済情勢も企業の設備投資や雇用改善が見られるものの、まだ先行きも不透明であることから、更なるコスト意識を持った業務の遂行に努められたい。

また、平成28年度の特別会計については、農業集落排水事業特別会計を除き法定外繰入はなかった。特別会計は、特定の目的のために、特定の収入で運営していく事業会計という性質上、独立採算制の原則を十分に認識し、創意工夫により効率的・効果的な事業運営に努力されたい。

なお、公共下水道事業が農業集落排水事業区域を除く市域全体で展開されている現状からも、将来的には農業集落排水事業を公共下水道事業に一本化していく検討を進められたい。

守 監 発 第 19 号

平成28年 8 月 9 日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市監査委員 田 向 節 三



守谷市監査委員 伯 耆 田 富 夫



平成28年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度守谷市水道事業会計決算及び平成28年度守谷市公共下水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。

平成 28 年度

守谷市公営企業会計決算審査意見書

守谷市水道事業会計

守谷市公共下水道事業会計

守谷市監査委員

平成28年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計 及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

平成28年度守谷市水道事業会計決算
平成28年度守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月9日まで

3 審査の方法

守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された平成28年度守谷市水道事業会計及び平成28年度守谷市公共下水道事業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りなく、その内容も適正であると認められた。

5 審査の意見

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比べ給水人口は増加したものの、渇水に伴う取水制限や節水意識の高まりにより給水収益は減少した。また、新たな給水申請に伴う分担金収入も減少したことから、昨年度を下回る純利益となった。なお、依然として給水原価が供給単価を上回っている状況にあるが、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的民間委託による施設の運転管理と、計画的な鉛製給水管及び石綿管の布設替え工事を実施している。

平成28年度は、利根川・鬼怒川上流部の積雪不足と少雨により、6月～9月

にかけ取水制限が開始されたが、市内全域への節水の呼び掛けや霞ヶ浦浄水場からの応援給水により、市民生活への影響はなかった。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比べ下水道使用者数の増加や大口事業所からの汚水排水量の増加により、下水道使用料は増収となったものの、委託料の増加等により、純利益は減少した。また、上下水道管路管理システムを構築し、システムによる管路の管理が可能となった。さらに、膨大な施設の設置状況の把握と下水道施設の計画的・効率的な管理のための基礎調査を実施している。

なお、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認める。

【まとめ】

依然として水道事業においては、給水原価が供給単価を上回っている状況にある。正常な状態に改善するには、直接水道料金に跳ね返ってくることにもなりかねないことから、現在、浄水場の廃止も含めた運営方針の検討を進めており、給水原価の抑制に向けた取組が検討されている。今後、改善策について関係者等と十分協議の上、最良の方策を導き出してもらいたい。

一方、近い将来、分担金収入や料金収入の減少が想定されてくることから、水道事業全体を総点検し、視点を変えた創意工夫による施設整備と安定した事業運営できるよう、取り組んでいただきたい。

公共下水道事業では、昨年度から実施している消化ガスの売却による財源の確保や、計画的な浄化センターの改築更新工事を実施しており、積極的な事業運営を行っているが、その一方で、老朽施設の計画的な更新と、大口事業所からの使用料収入に頼らない、安定した事業運営が必要であると考えます。

両事業会計とも、改修・修繕・更新や維持管理に要する経費を平準化し、老朽化対策や長寿命化対策を確実に進めるためのストックマネジメントや中長期経営計画の策定を行い、事業の安定持続に努められたい。